

令和 2 年 第 1 回 定例会 会議録 目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	3
3	行政報告	3
4	議案第 1 号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	4
5	議案第 2 号 多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例	6
6	議案第 3 号 多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	6
7	議案第 4 号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6
8	議案第 5 号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6
9	議案第 6 号 多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	6
10	議案第 7 号 多摩六都科学館組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	6
11	議案第 8 号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 6
12	議案第 9 号 令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第 2 号）	1 8
13	議案第 10 号 令和 2 年度多摩六都科学館組合の負担金について	1 9
14	議案第 11 号 令和 2 年度多摩六都科学館組合一般会計予算	1 9
15	議案第 12 号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	2 5
16	議案第 13 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	2 7
17	議案第 14 号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について	2 7
18	議案第 15 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	2 7

令和2年 第1回定例会

2月12日（水）

令和2年多摩六都科学館組合議会
第1回定例会会議録

○期 日 令和2年2月12日(水)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番	竹井 ようこ 君	2番	鈴木 だいち 君
3番	横尾 孝雄 君	4番	小林 美緒 君
5番	渋谷 のぶき 君	6番	城野 けんいち 君
7番	間宮 美季 君	8番	鴨志田 芳美 君
9番	小林 たつや 君	10番	中村 すぐる 君

○出席説明員

管 理 者 丸 山 浩 一 君

事務局長 手塚 光利 君

管理課長 豊田 和徳 君

○議会職員出席者

書 記 内 海 謙 一 君

書 記 小 菊 繭 君

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第5 議案第2号 多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 第7 議案第4号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第6号 多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第7号 多摩六都科学館組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第8号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第9号 令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第10号 令和2年度多摩六都科学館組合の負担金について
- 第14 議案第11号 令和2年度多摩六都科学館組合一般会計予算
- 第15 議案第12号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 議案第13号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第17 議案第14号 東京都市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第18 議案第15号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

令和2年多摩六都科学館組合議会第1回定例会

令和2年2月12日（水）午前9時58分開会

○議長（渋谷のぶゆき君） 定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

本日は御審議いただく案件がかなり多いものですから、速やかな議事進行に御協力いただきますように、どうかよろしく願いいたします。

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、第6番 城野けんいち議員及び第7番 間宮美季議員を指名いたします。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

令和元年第2回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて、御報告申し上げます。

最初に、科学館の利用状況につきまして御報告いたします。

平成31年4月から令和2年1月までの10カ月間の利用者数は21万1,099人で、前年度と比較いたしますと1万109人、率で5.0%の増となっております。

次に、昨年12月18日に実施いたしました例月現金出納検査について御報告いたします。

例月現金出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づき、令和元年9月から11月までの各月の現金出納状況につきまして検査を行ったものでございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

次に、管理運営状況の御報告でございますが、事業実施、自主事業等におきまして、引き続き良好な管理運営を行っているところでございます。

科学館の開館25周年のプレイベントとして、昨年度から開催いたしました構成5市の「市民ウィーク」を、今年度も5月の東村山市を皮切りに、7月の東久留米市、9月の清瀬市、11月の小平市、1月の西東京市と実施してまいりました。

圏域市民の皆様がより科学館に親しんでいただけるよう工夫を凝らし、来る3月1日には「圏域市民感謝デー」と「たまるくとご当地グルメフェスティバル」を実施する予定であります。

最後になりますが、現在、多摩六都科学館の利用者数は順調に推移しており、事業評価委員会からも、質の高い事業に対して高い評価をいただいております。これも、圏域市民の皆様をはじめ、構成市の議員の皆様、また、ボランティア会の皆様のおかげによりますものと深く感謝しております。

組合では、今後も指定管理者と協力して、多摩六都圏域の生涯学習振興に努めてまいりますとともに、地域の魅力を発信し、圏域市民の皆様の交流拠点として活気にあふれた施設を目指してまいります。

組合議員の皆様には、今後とも引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 以上で行政報告は終了いたしました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第4「議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、昨年（令和4年）の東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の条例の一部改正と同様に、多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、昨年12月23日専決処分し、即日公布施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明をいたします。

本議案は、昨年（令和4年）の東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の条例の一部改正と同様に、多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、昨年12月23日専決処分し、即日公布施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

資料2に条例の新旧対照表をおつけしてございます。

内容につきましては、勤勉手当につきましては、一般職及び再任用職員は年間0.05カ月分引き上げるものでございます。

施行日につきましては、令和元年12月23日ではありますが、既に令和元年12月に期末勤勉手当を支給しておりますので、一般職、再任用職員の年間支給額がそれぞれ4.65カ月、2.45カ月となるよう条例附則で規定を整備するものでございます。

今回の改定に伴い、組合全体の職員手当で合計年間9万3,000円ほどの増となる見込みでございます。

以上、概略ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（渋谷のぶゆき君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第5「議案第2号 多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」、日程第6「議案第3号 多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、日程第7「議案第4号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、日程第8「議案第5号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第9「議案第6号 多摩六都科学館組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、日程第10「議案第7号 多摩六都科学館組合職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、以上6件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第2号「多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」から議案第7号「多摩六都科学館組合職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を一括して御説明申し上げます。

議案第2号「多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、多摩六都科学館組合一般職の職員の定数から除くものとして、会計年度任用職員を追加するものでございます。

議案第3号「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、一般職非常勤職員である会計年度任用職員の報酬等に関し、新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第4号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、特別職に関する規定が改められたことから、規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、特別職の職員の職種その他の規定を整備するものでございます。

議案第5号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律が一般職の職員に適用されることから、一般職の職員となる会計年度任用職員等の育児休業等に関し、規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、育児休業、部分休業等を取付することができない職員の範囲、取得の期間等について規定を整備するものでございます。

議案第6号「多摩六都科学館組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員に係る懲戒について規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、会計年度任用職員の懲戒としての減給に関し、減給の対象となる報酬について規定を整備するものでございます。

議案第7号「多摩六都科学館組合職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、会計年度任用職員の分限としての休職に関し、新たに条文を追加するほか、所要の規定を整備するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第2号から議案第7号まで提案理由を御説明いたします。

議案第2号「多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用に関する条文が改められたこと及び会計年度任用職員制度が創設されることから、規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料3、「多摩六都科学館組合職員定数条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、「臨時に雇用される者、再任用短時間勤務職員及び嘱託員」を

「非常勤の職を占める職員及び地方公務員法第22条の3第4項の規定により、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員」に改めるものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第3号「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設されることから、新たに条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、お手元でございます資料4、「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の概要」をごらんいただきたいと思います。

1、制定経緯でございます。先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法の改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されます。会計年度任用職員には、改正後の地方公務員法の一般職に適用される各規定が適用されます。任用、服務規律などの規定が適用されることにより適正な任用が確保されるほか、職務相応の期末手当その他の給付や休暇制度が整備され、適正な勤務条件が確保されるものとされてございます。

本条例は、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものでございます。

次に、2、条例の概要を説明させていただきます。

まず、条例の趣旨です。第1条に当たるものでございますが、本条例が会計年度任用職員に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定める旨規定するものでございます。

次に、報酬の額についてでございます。第2条に当たるものでございます。会計年度任用職員の報酬の額は、現行の臨時職員と同様、時間額で定めるものとし、第2条で上限額を定め、その上限額を超えない範囲で定めるものとするものでございます。

報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与との権衡を考慮しなければならないこととするものでございます。上限額でございますが、西東京市における現行時給制の職で最高の時間額をもとに定めたものでございます。

次に、報酬の支給についてでございます。第3条、第4条に当たるものでございます。報酬の支給日、勤務しない分については支給しないことを定めるものでございます。あわせま

して、正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合には、勤務の区分に応じた割合で給与条例に定める時間外勤務手当相当分を支給すること、また、この給与条例に定める通勤手当相当分を通勤の事情に応じて支給することを定めるものでございます。

次に、報酬等の支払い及び控除に関する事項でございます。第5条に当たるものでございます。会計年度任用職員の報酬の支払いに当たっては、給与条例に規定する原則直接現金で支払い、職員から申し出があった場合に口座振替の方法によることができる旨の規定を準用するものでございます。また、報酬からの控除につきましても、給与条例の同様の規定を準用し、支払いの際控除できるものと定めるものでございます。

次に、費用弁償でございます。第6条に当たるものでございます。会計年度任用職員が公務のため出張したときは、その旅費を費用弁償するものでございます。

次に、期末手当でございます。第7条に当たるものでございます。期末手当は、常勤の一般職の職員と同様に6月1日、12月1日を基準日とし、これらの日に在職し、要件に該当する会計年度任用職員に対し支給すること、期末手当の支給率は100分の130とするものでございます。

最後に、条例の附則の規定でございます。本条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第4号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、非常勤特別職職員の対象となる職の要件が厳格化されたこと、一般職としての会計年度任用職員制度の創設に伴い、規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元でございます資料5、「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第1条、第2条並びに第4条は、現行の嘱託員を含む本条例の趣旨並びに報酬の額及び支給方法を定めたものでございますが、嘱託員制度が廃止されることから削るものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第5号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員法の改正に伴って令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度について、当該会計年度任用職員に関連して非常勤職員の育児休業及び部分休業等に関する規定その他の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料6、「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第2条でございます。育児休業を取得することができない職員について、地方公務員の育児休業法で規定されているもののほか、条例で規定するものでございます。

その第1号で規定する職員は、育児休業法第6条第1項に規定されます育児休業者のかわりに業務を処理するために、任期を定めて任用する任期付職員でございます。

第2号で規定する職員は、現行本条例第2条において規定されている者で、多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項に規定されます定年後に引き続き勤務している職員でございます。

第3号で規定する職員は、同号のいずれかに該当いたします会計年度任用職員を含む非常勤職員以外の非常勤職員でございます。言いかえますと、この号のいずれかに規定する職員であれば育児休業をすることができるといったこととなるものでございます。

アは、(ア)引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、(イ)非常勤職員の養育する子が1歳6カ月に達する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員、(ウ)勤務日の日数を考慮して規則で定める職員の3つの要件に該当する非常勤職員でございます。

イは、第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員、これは1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育する非常勤職員でございます。

ウは、任期末日と育児休業期間の末日が一致します非常勤職員であって、当該任期の更新または任期満了後の引き続き任用で引き続き育児休業をする非常勤職員でございます。

次に、第2条の3でございます。非常勤職員が育児休業を取得できる期間について規定するものでございます。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきたいと思います。第1号は、原則期間となりまず1歳到達日までを規定しております。

第2号は、「パパ・ママ育休プラス」と呼ばれるものになります。非常勤職員の配偶者が1歳到達日以前に育児休業をしている場合には、当該非常勤職員の取得可能期間は1歳2カ月の到達日までということを規定してございます。

第3号は、非常勤職員が1歳到達日の翌日を初日とする育児休業をしようとする場合であって、ア、当該非常勤職員またはその配偶者が1歳到達日において地方等育児休業をしてい

る場合、ページをおめくりください。イ、1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合といういずれの要件にも該当する場合には、当該非常勤職員の取得可能期間は1歳6カ月の到達日までということの規定してございます。

次に、第2条の4でございます。非常勤職員が育児休業を子どもの2歳到達日まで取得できる場合の要件について規定するものでございます。非常勤職員が1歳6カ月到達日の翌日を初日とする育児休業をしようとする場合であって、第1号、当該非常勤職員またはその配偶者が1歳6カ月到達日において地方等育児休業をしている場合、第2号、1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合といういずれの要件にも該当する場合には、当該非常勤職員の取得可能期間は2歳の到達日までということの規定してございます。

次に、第2条の5でございます。ただいま申し上げました第2条の3及び第2条の4を追加したことに伴い、現行の第2条の3を第2条の5に改め、繰り下げるものでございます。

次に、第3条でございます。育児休業の取得は原則1回限りとなっているところですが、非常勤職員の育児休業において、子の年齢や任期によって再度取得することがあるため、その例外の場合に関し規定を追加するものでございます。

規定を追加いたします第7号は、第2条の3第3号に規定します1歳到達日の翌日を初日とする育児休業をする場合、または第2条の4に規定いたします1歳6カ月到達日の翌日を初日とする育児休業をする場合でございます。

第8号は、任期末日と育児休業期間の末日が一致します非常勤職員であって、当該任期の更新または任期満了後の引き続く任用で引き続き育児休業をする場合でございます。

ページをおめくりいただきたいと思います。次に、第5条の2でございます。パートタイム会計年度任用職員について勤勉手当は支給対象外となっているため、文言を整理するものでございます。

次に、第5条の3でございます。育児休業に伴う代替として任期付採用を行った場合の任期の更新に関しまして、更新をする場合にあらかじめ職員の同意を要することを規定するものでございます。

次に、第6条でございます。育児短時間勤務を取得することができない職員について、地方公務員の育児休業法で規定されているもののほか、条例で規定するものでございます。

第1号で規定する職員は、育児休業法第6条第1項に規定されます育児休業者のかわりに

業務を処理するために任期を定めて任用する任期付職員でございます。

第2号で規定する職員は、多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項に規定されます定年後に引き続き勤務している職員でございます。

次に、第12条でございます。部分休業を取得することができない職員について、地方公務員の育児休業法で規定されているもののほか、条例で規定するものでございます。

第1号で規定する職員は、現行の本条例第12条において規定されている者で、育児休業法第17条に規定される短時間勤務をしている職員でございます。

第2号で規定する職員は、ア、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員で、かつ、イ、勤務日の日数及び勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員でございます。

次に、第13条でございます。非常勤職員が部分休業を取得する場合の承認範囲について規定するとともに、あわせて文言を整理するものでございます。

第2項は、現行の本条例第13条第2項において規定されている承認範囲と同じでございますが、非常勤職員に関する規定を整理したため、文言を整理するものでございます。

ページをおめくりください。第3項は、会計年度任用職員を含む非常勤職員に対する部分休業の承認について、当該非常勤職員の1日の正規の勤務時間数から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で、育児時間または介護時間を併用する場合は、さらに2時間から当該育児時間または介護時間を超えない範囲内で行うことを規定してございます。

次に、第14条でございます。非常勤職員が部分休業を取得した場合に、職員の給与と同様に報酬の額を減額する旨を規定するとともに、あわせて文言を整理するものでございます。

第1項は、同項で規定する職員からパートタイムの会計年度任用職員を除くものでございます。

第2項は、パートタイムの会計年度任用職員について、部分休業の承認を受けて勤務しない時間数に相当する額を減額することを規定するものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第6号「多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元でございます資料7、「多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第3条は、懲戒による減給の効果に関する規定でございますが、会計年度任用職員が本条例の適用を受けることとなることから、パートタイムの会計年度任用職員の減給対象として、報酬の明記とその範囲から通勤手当及び時間外勤務手当に相当する分を除く取り扱いとする旨、規定を整備するものでございます。

第4条は、停職の効果に関する規定でございますが、第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加え、会計年度任用職員に係る整備を行うものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第7号「多摩六都科学館組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、改正の理由は大きく2点ございます。

1点は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い規定の整備を行うもの、もう1点は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法が改正されることに伴い、成年被後見人等に係る規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、資料8、「多摩六都科学館組合職員の分限の手続及び効果に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第3条の改正でございます。これは、さきに申し上げました会計年度任用職員に係る改正となるものでございます。

第3条は、分限による休職の期間を定める規定になりますが、本条に新たに第3項を加え、会計年度任用職員に対する休職の期間について、その任期の範囲内とするものでございます。

次に、第5条の改正でございます。こちらは、成年被後見人等に係る規定整備となります。地方公務員法第16条は職員の欠格条項を規定してございますが、その要件として、第1号の成年被後見人又は被保佐人が削除され、2号以下が1号ずつ繰り上げられることとなります。条例第5条ではこの地公法第16条第2号を引用しておりますが、これを第16条第1号と改めるものでございます。

附則につきましては、本条例の第3条の改正規定は令和2年4月1日から、第5条の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第2号から議案第7号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 間宮美季議員。

○7番（間宮美季君） 今回、会計年度任用職員の方々が新たに位置付けられたということで、報酬や期末手当などが条例上位置付けられたということで認識をいたしました。そこで伺いたいのが、時間給なので比較ができるのかどうかあれなんですけれども、同じ条件で働いた方の報酬とか、年収とか、あるいは月給が上がることになるのかどうか。

要するに、よく言われていることなんですけれども、東京では少ないと言われておりますが、本俸が下がって、期末手当をすることによって同額ぐらいの水準を保つとか、そういったことが行われているところもあるやに伺っているので、一応確認したいと思います。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

会計年度任用職員への給付に関することなんですけど、まず1つは、今現在も時間給1,013円、これは最低賃金法の東京都の規定に基づいて支給しております。改正後におきましても、先ほども時間額の説明がありましたが、基本的には時間額も今年度と同様の1,013円での時間額を規定しまして支給するということになります。

もう1つ、今回の改正の中で、期末手当を支給できるものと法改正がされております。こちらのほうにつきましても、期末手当の支給をするものと考えております。ですので、基本的には総支給自体は今の総支給額からプラスになるということになります。

以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 間宮議員。

○7番（間宮美季君） 今回の法の趣旨そのものが、やはり働く方々の環境の整備、条件のアップということが主眼になってございますので、ぜひそういった方向での改定ということで進めていただければと思います。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかにございますか。10番 中村議員。

○10番（中村すぐる君） 確認で3点ほどお聞きをさせていただきます。

まず1点目が、会計年度任用職員制度で何名ぐらいの方が具体的に対象になるのかということと、職員の方が具体的にどういった職務をされるのかということ。あと、1年度ごとの採用ということで、採用の継続性についてさまざまな自治体でも議論があるところだとは思いますが、今いらっしゃる職員の方が、できれば希望されれば何かしらの優先順位をつけるというか、現職の方が希望すればなるべく雇用を守るような形に、そういうような仕組みがあればいいのかなと思うんですが、そういったことでお考えのことがありましたら、お聞かせいただければと思います。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

全部で3つということで、まず何名かということですが、現在、臨時的任用職員で任用している職員につきましては、お二人ということになります。男性、女性それぞれ1名の方ずつ任用しているという状況でございます。

続きまして、どういう職務内容かについてでございますが、具体的には、主に資料の作成や整理、あとデータの入力等、定型的・補助的な業務に従事をしているという状況でございます。

最後の再度の任用についての御質問かと思われませんが、こちらのほうにつきましては、一応法律上でも4回まで更新できる、再度の任用ができるというふうになっております。このような規定に基づきまして、こちらの組合のほうにつきましても同じような対応を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号「多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号「多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号「多摩六都科学館組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第11「議案第8号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第8号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の改正に伴い、期末・勤勉手当に係る規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、成年被後見人等に係る欠格条項の規定が改正されたことにより、所要の規定を整備するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第8号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して説明を申し上げます。

本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、改正するものでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律は、成年被後見人等であることを理由に不当な差別がされないよう、現状において権利の制限が設けられている制度に対し、適正化を図るための法律でございます。

具体的には、地方公務員法第16条に規定されております欠格条項から成年被後見人等の文言を削除するものでございます。

地方公務員法第16条の欠格条項の規定が改正されることにより、その条文を引用している多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、お手元でございます資料9、「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

現行第24条第1項並びに第4項、第25条の2第2号、第25条の4第1項並びに第3項につきましては、地方公務員法第16条の規定を引用しているため、それぞれ文言を整理及び削除しているものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 質疑ございませんね。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 討論ございませんね。

これより、議案第8号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第12、「議案第9号 令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第9号「令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,740万3,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 議案第9号「令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明をさせていただきます。

こちらは、補正予算書に基づき説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）は、第1条にありますとおり、予算の総額から歳入歳出それぞれ220万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億6,740万3,000円とするものでございます。

予算の内容は、事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございませぬ。

第5款繰入金は、後ほど御説明いたします歳出の減額に合わせて、令和元年度の総事業費が減少するため、財政調整基金繰入金で220万7,000円を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費は、一般管理費の1特別職及び職員人件費については、育児部分休業職員の給料等を190万7,000円減額し、2一般管理事務費については、法制執務支援業務の委託料30万円を実績により減額するものでございます。

10ページから13ページは、職員人件費の減額分の内訳となっております。

令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）についての説明は以上とさせていただきます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） ございませんね。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） ございませんね。

これより、議案第9号「令和元年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第13「議案第10号 令和2年度多摩六都科学館組合の負担金について」、日程第14「議案第11号 令和2年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第10号及び議案第11号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第10号「令和2年度多摩六都科学館組合の負担金について」は、令和2年度の負担金につきまして、多摩六都科学館組規約第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案をするものでございます。

令和2年度の負担金の総額は、4億1,800万円とするものでございます。

議案第11号「令和2年度多摩六都科学館組合一般会計予算」は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,053万3,000円と定めるものでございます。

第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第10号「組合負担金」と第11号「一般会計予算」につきましては、一括して御説明をさせていただきます。

議案第10号「令和2年度多摩六都科学館組合の負担金について」、御説明をまずいたします。

資料10、「令和2年度多摩六都科学館組合構成市負担金（案）」をごらんいただきたいと思えます。令和2年度の負担金総額は4億1,800万円で、前年度に対し500万円の増となっております。これは、消費税率が10%に引き上げられたことにより、指定管理料に係る消費税増税分500万円を増額させていただいたものでございます。

次のページでございます。資料11、「消費税率10%への引き上げに伴う令和2年度多摩六都科学館組合一般会計予算への影響額」をごらんいただきたいと思えます。表の2行目、歳出合計額の一番右側の595万円余の額が、消費税が8%から10%になったことによる令和2年度一般会計全体への影響額でございます。

同じ表の3事業費の1の12委託料の行の一番右側の504万1,746円が指定管理料に係る消費税増税分となっております。

続きまして、議案第11号「令和2年度多摩六都科学館組合一般会計予算」につきまして、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、令和2年度一般会計予算書をごらんいただきたいと思えます。大変恐縮ですが、前年度からの変更点を中心に、主なものについて御説明させていただきたいと思えます。

1ページをお願いいたします。第1条のとおり、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれを4億5,053万3,000円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、令和2年度は、プラネタリウム全天周デジタル映像システムリース（令和2年度設定）について、令和3年度から7年間分6,043万4,000円となります。

第3条の一時借入金につきましては、最高額を2,000万円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。総括でございます。歳入歳出とも前年度と比較し79万2,000円、0.2%減となる4億5,053万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は4億1,800万円で、前年度に対し500万円の増となっております。各市負担額は、説明欄に記載されたとおりとなります。

8ページをお願いいたします。第5款繰入金は、前年度比583万5,000円の減、17.7%減の2,714万8,000円となっております。

財政調整基金の繰入金は、前年度比558万2,000円減の346万8,000円となっております。

施設整備基金の繰入金は、施設設備の改修等に充当する財源でございます。前年度比25万3,000円減の2,368万円となっております。

続きまして、歳出でございます。10ページをお願いいたします。第1款議会費は、前年度と同様の額となっております。

第2款総務費は、1億3,236万5,000円で、前年度比71万1,000円の増となっております。

説明欄、1特別職及び職員人件費は4,326万8,000円で、前年度比173万8,000円、4.2%増となります。

第1節報酬は320万1,000円で、前年度比157万1,000円、96.4%増となります。これは、会計年度任用職員報酬157万1,000円が7節賃金から計上されたものでございます。第7節賃金については皆減となっております。

13ページをお願いいたします。説明欄、2一般管理事務費の主な内容は、第10節需用費の修繕料の施設設備等補修1,446万7,000円は、スクリーヒートポンプユニット電動弁分解整備等修繕896万円等を予定してございます。

第12節委託料は、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務121万円等となります。

15ページをお願いいたします。第13節使用料及び賃借料は、EHP空調設備リース1,579万円等でございます。

第14節工事請負費は、施設維持補修工事といたしまして、イベントホール照明LED化工

事440万円を予定してございます。

第24節積立金は、施設整備基金の4,556万5,000円などとなります。

第2項監査委員費につきましては、前年度と同様の額となります。

16、17ページをお願いいたします。第3款事業費でございますが、前年度比150万3,000円減の2億8,411万6,000円を計上してございます。

第10節需用費の展示物等修繕は、展示物「クイズラリー」の補修385万円等となっております。

第12節委託料は、指定管理者業務の委託料、第13節使用料及び賃借料は、プラネタリウム全天周デジタル映像システムリース147万4,000円、「圏域市民ウィーク」等のシャトルバスの借上料99万円となっております。

第4款公債費は、主に東京都区市町村振興基金の償還元利金で3,155万9,000円となっております。

18ページから27ページは、給与費明細表となっております。後ほど御確認いただけたらと存じます。

28、29ページは、債務負担行為調書と組合債現在高調書となっております。

議案第10号、第11号の説明は以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 小林議員。

○9番（小林たつや君） 御説明いただきまして、ずっと聞いていて、前にもお話したように、施設の老朽化が既に進んでいるということをお聞きしております。あとは財政調整基金が減っていると。これを考えて長期的展望というのはどのようにお考えになっていらっしゃるのか、そこだけ。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） まず、今御指摘のございました施設の関係の整備の費用でございますが、頂戴いたしています負担金に関しましては、ほぼ経常経費のほうで消費されるような現状の中、基金を取り崩しつつ、喫緊に工事が必要、修繕が必要な整備を行っている現状がでございます。

その中にございまして、長期的な展望は今後また新たに財政フレームをまず置いた上での現実的な設備の修繕の計画を改めて形成したいと考えてございます。こちらでは、ただいま

わかっているのは令和5年までの極めて近い期間になりますが、私どもとしては、空調の大型設備の更新時期を迎えることがございます。そのために基金を2億円相当額積み立てなければならない現状がございますので、今回の予算の作成時におきましては、令和5年に関しまして、大型空調設備などをその間に厳選した整備に絞り込んで、今回予算の議案とさせていただきます。

まず、5年までの2億円を積み立てるに際して、各市、それから議会の皆様方には、理事者をはじめ、負担金の増をさきにお認めていただいているわけでございますので、その増の部分に関しては施設整備のほうに担保してまいります。

それをしつつ、各市の施設の整備の計画、それから当組合の財政フレームが具体的になるであろうと見立てを立てています令和3年ごろに、私どもも、財政フレームを見た現実的な施設の改修等について、各構成市との均衡を逸しないような一定の期間の施設の整備計画を形成したいと考えてございます。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 小林議員。

○9番（小林たつや君） よくわかりました。大変なことは重々承知しています。入館者数とかは年々アップしているわけで、とって、その入館料でこの施設が運営できるわけでもないですよね。そこもよくわかるところでございますし、科学館という建物というか、やっている事業内容が近隣を中心とした皆さん、子どもたちのためにやっていることだと思いますので、ある程度の財政負担は各市も、特に西東京市が一番地元ということで背負っているわけですが、それにも限界があるでしょうし、とって、前に監査をやっていたこともあったので存じ上げていますけど、財政調整基金もだんだん減っていく一方と。仕方がないところもあるかと思いますが、くれぐれも御注意なされて今後も経営なさっていただくよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに質疑ございますか。8番 鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） 実は入館料の値上げのときにお聞きしておけばよかったなと思ったんですけど、ちょっときっかけがなくてお聞きできなかったんですけど、年間パスポートというんですか、それを我が家も購入したんですけど、実は写真を撮って貼り付けるという作業が各御家庭でしなくてはいけないというのが結構手間で、それこそ機械の導入とかというのがこの予算書にはないのかなと考えると、それに対して何か考えていらっしゃる、作成するときに人手はかかるけれども、撮ってもらって貼り付けるというサービスをプラスアルファでするとか、もしくは機械の導入などでそういったことを考えている段階なのか、それと

も全く考えられていないのか。ちょっとそこに対してお声があるのかどうか分からないんですけど、結構面倒というか、大変だなというのがありまして、それに対して、ごめんなさい、ここで聞いていいのかわからないんですけど、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） ただいま鴨志田議員から御指摘を受けました年間パスポートでございます。こちらは、当館としましては、圏域の方でありますと大人1,560円、子ども630円、圏域外の方でございますと大人2,080円、子どもさんに関しては840円。これはかなりお得なパスポートとなっているなということは認識しているところでございまして、多くの利用者の方に喜ばれているものと考えております。

今御指摘を受けた写真の添付に関しては、そもそも一般的な考え方に基きますが、個人の特定ということとさせていただきます。今御指摘を受けた点については、私どもの課題として指定管理者のほうと相談させていただきたいと思っておりますので、どんな方法があるかを少し考えさせてください。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） ぜひお願いしたいなと思っております。我が家も「次に来館するときには、写真を貼り付けておかないと入れませんよ」という声かけがあったので、リクエストされるんですけども、なかなか親としても忙しさにかまけて貼り付けないでもう数カ月たっているので、やっぱりちょっと大変さは我が家だけじゃないのかなとも思いましたので、この場で発言させていただきました。ぜひ御検討をお願いします。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 討論なしと認めます。

それでは、これより、議案第10号「令和2年度多摩六都科学館組合の負担金について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渋谷のぶゆき君） これより、議案第11号「令和2年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第15「議案第12号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第12号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、現在組合の監査委員であります高木保男氏が本年2月22日をもって任期満了となることに伴いまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、新たに森政史氏を選任いたしたく、議会の同意を求める必要があるため、御提案申し上げます。

なお、森政史氏の略歴につきましては、履歴書に記載してございますとおりでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番 竹井議員。

○1番（竹井ようこ君） ありがとうございます。監査委員ということでこの方を選びたいということだと思んですが、どこか資料を見ればわかるかもしれませんが、そもそも今監査委員が何名おられて、構成市からそれぞれということになっているのか。また、この方が選ばれた経緯ということについてお伺いします。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、監査委員の定数、何名いるかということなんですが、こちらは組合規約のほうで定められております。こちらのほうは、識見を有する監査委員の方を1名、あとは議会選出の監査委員の方が1名ということで規定されてございます。

また、今回の監査委員さんが選任の候補者になった経緯でございますが、ちょうど前任の

高木監査委員のほうから、東村山税理士会に所属されているということで御推薦がございました。よく高木先生も森さんのことを御存じということもあわせて御推薦をいただいたということで、今回議案のほうに提案をさせていただいております。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 補足させていただきます。

今回の監査委員の選出に当たりましては、今、管理課長のほうから申し上げた経緯を踏まえておりますが、次期監査委員の候補者に関しましては、市の行政の委員等の行政的な公平感のある委員の職なども経験をされているというところから、私どもとしては、本職に関しまして適職であるというような判断をいたしました。それで、こちらのほうに議案として提案をさせていただいた経緯でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 竹井議員。

○1番（竹井ようこ君） すみません。ちょっとよく聞こえなくてもう一回。何名で、構成市からは特に関係ないということ、構成市からそれぞれということではないということですかね。すみません、ちょっと確認です。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 監査委員につきましては、ただいま小林議員にさせていただいております議選の委員1名と、あとは識見といいますか、専門的な見識を備えた委員を1名。計2名でございます。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） ございませんね。

それでは、本件につきましては人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第12号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、森政史次期監査委員の入場を求めます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

ただいま次期監査委員に選任されました森政史さんより一言御挨拶をいただきたいと思
います。お願いします。

○次期監査委員（森 政史君） 皆様、こんにちは。ただいま御選任いただきました森でござ
います。

まず、地域社会への貢献の機会をいただいたことに感謝を申し上げます。これよりは、多
摩六都科学館の発展のために微力ではございますが尽力してまいりたいと存じますので、御
臨席の皆様の御支援、御鞭撻をいただきたくお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（渋谷のぶゆき君） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第16「議案第13号 東京都市町村公平委員会を共同設置する
地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、日程
第17「議案第14号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」、日程第18「議案
第15号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、以上3件を一括
して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第13号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団
体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」から議案第15号
「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」の提案理由を一括して
御説明申し上げます。

議案第13号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」は、福生病院組合より、令和2年4月1日をもって地方公営企業法に規定する企業団へ移行することに伴い、東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があったため、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

議案第14号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、福生病院組合が令和2年4月1日をもって名称を変更することに伴い改正を行う必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

議案第15号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は、福生病院組合が令和2年4月1日をもって名称を変更することに伴い改正を行う必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 議案第13号から議案第15号まで、提案理由を補足説明させていただきます。

議案第13号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更」につきましては、福生病院組合が東京都市町村公平委員会から脱退することに伴い、規約の変更を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料12、「東京都市町村公平委員会共同設置規約新旧対照表」をごらんいただきたいと思っております。別表中、「福生病院組合」を削るものでございます。

附則につきましては、東京都知事への届け出の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

議案第14号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更」につきましては、福生病院組合が福生病院企業団に名称変更することに伴い、規約の変更を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料13、「東京都市町村職員退職手当組合規約新旧対照表」をごらんいただきたいと思っております。別表第1及び第2中、「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改めるものでございます。

附則につきましては、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第15号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更」につきましては、福生病院組合が福生病院企業団に名称変更することに伴い、規約を変更するものでございます。

恐れ入りますが、お手元でございます資料14、「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約新旧対照表」をごらんいただきたいと思っております。別表第1及び別表第2中、「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改めるものでございます。

附則につきましては、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第13号から第15号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） よろしいですね。

一括して討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第13号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「東京都市町村職員退職手当組合格約の変更について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

丸山管理者。

○管理者（丸山浩一君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

本日は、組合議会の皆様方には大変御多用の中、多摩六都科学館組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。また、議案を御審議いただき、御決定をいただきまして、ありがとうございます。

科学館は、第2期を迎えた指定管理者のもと、順調に運営をしております。今後ともより多くの方々に御利用いただける科学館を目指し努力してまいりますので、構成市の議員の皆様には引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（渋谷のぶゆき君） これをもちまして、令和2年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 渋谷 のぶゆき

多摩六都科学館組合議会議員 城野 けんいち

多摩六都科学館組合議会議員 間宮 美季

多摩六都科学館
組合議会会議録

令和2年 3月発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982